

# 学びを支える修学支援制度

市や県には、様々な修学支援制度があります。応募資格や受付期間などが異なりますので、詳しくはお問合せください。

## 令和4年度の募集を受け付けます



### ◆青森市奨学生

経済的理由により、就学が困難な生徒及び学生に対して、奨学金を貸与します。

【保護者の住所が本市にある生徒・学生で、高等学校などに在学し、所得や成績で一定の要件を満たすかた ※在学する学校長の推薦が必要

【対象教育機関及び貸与月額等】

- ・高等学校等…月額16,000円
- ・大学・短大等…月額33,000円
- ・償還期間…15年以内（無利息）

【期間】4月4日(月)～5月31日(火)に、申請書に必要書類を添えて、学務課（☎017-718-1414）

または浪岡教育課（☎0172-62-3003）へ

※土・日、祝日を除く

※申請書は学務課・浪岡教育課で配布

### ◆就学援助制度

小・中学校の児童・生徒の学用品費、新入学学用品費、給食費、修学旅行費、医療費（むし歯などの学校病に限る）などの一部の費用を援助します。

【市民税が非課税のかた／児童扶養手当を受けているかた／国民年金の保険料や国民健康保険税が減免されているかた／世帯の総収入額が少なく経済的に困りのかた ※このほか、事故・災害・長期入院・失職・新型コロナウイルス感染症の影響による減収等の理由で経済的に困りのかたなど

【在学する小・中学校へ（申請書は各小・中学校で配布）

※在学学生は受付中、新入学生は入学後4月に受付

【各小・中学校、学務課（☎017-718-1414）、

または浪岡教育課（☎0172-62-3003）

## その他の修学支援制度

	制度名	内容	問合せ先
奨学金事業	青森市奨学金	保護者の住所が本市にあり、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに対して奨学金を貸与します。	教育委員会事務局学務課 ☎017-718-1414 浪岡教育課 ☎0172-62-3003
	高等学校等奨学金	保護者が青森県民であり、学業、人物が優れているにも関わらず、経済的理由により修学が困難な高校生などに対して奨学金を貸与します。（通学費等一部返還免除制度あり）	
	大学奨学金	保護者が青森県民であり、令和5年4月に大学入学見込みのかたで、学業、人物が優れているにも関わらず、経済的理由により修学が困難な大学生に対して奨学金を貸与します。（募集期間：12月上旬～翌年3月下旬）	青森県育英奨学会 （青森県教育庁教職員課内） ☎017-734-9879
	大学入学時奨学金	保護者が青森県民であり、学業、人物が優れているにも関わらず、経済的理由により修学が困難な高校生に対して大学入学に必要な奨学金を貸与します。（募集期間：7月上旬～12月中旬、返還免除制度あり）	
修学資金等貸付事業	母子父子寡婦福祉資金	母子家庭・父子家庭・寡婦の方々に、お子さんが修学するための授業料、書籍代、通学費等及び就学するための被服等の購入に必要な経費の貸付を行います。	子育て支援課 ☎017-734-5334 浪岡振興部健康福祉課 ☎0172-62-1113
	教育支援資金	他の貸付制度等の利用が困難な低所得者世帯の方々に、お子さんの入学または修学に必要な経費の貸付の相談を受け付け、条件の合うかたに貸付を行います。	青森市社会福祉協議会 ☎017-723-1340 青森市社会福祉協議会浪岡支部 ☎0172-62-9011
修学支援事業	高等学校等就学支援金	高等学校等に在学している生徒に対して、保護者等の所得要件等により、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給します。（返済不要）	●国公立の場合 青森県教育庁学校施設課 ☎017-734-9873
	高校生等奨学のための給付金	授業料以外の教育費の負担を軽減するため、一定の要件を満たす高校生等がいる世帯の保護者等に対して、給付金を給付します。（返済不要）	●私立の場合 青森県総務部総務学事課 ☎017-734-9869
	青森県私立高等学校等就学支援費補助金	私立高校等に在学する生徒が一定の所得区分世帯に該当する場合、高等学校等就学支援金に補助金を上乗せするほか、入学金に関する補助を行います。（返済不要）	青森県総務部総務学事課 ☎017-734-9869

## 青森市営霊園・墓園（一般墓地区画及び合葬墓）の申込受付

園生活安心課（☎017-734-5277）、浪岡振興部市民課（☎0172-62-1140）

市では、4か所の霊園及び墓園（三内霊園・月見野霊園・八甲田霊園・浪岡墓園）を設置しています。

### ○一般墓地区画の申込受付

八甲田霊園の新規区画の使用許可申請は通年で受け付けています。

このほか、返還された区画の再提供は年1回受け付けし、申込みがなかった区画は、随時提供を行います。

申込期間等、詳細が決まり次第、本紙でお知らせします。

### ○月見野霊園合葬墓の申込受付

多くの方々の遺骨を合同で埋葬する月見野霊園合葬墓では、現在遺骨をお持ちのかた、または既に墓地に埋蔵されているなど遺骨を改葬するかたの利用申込を通年で受け付けています。

申込資格など詳しくは、生活安心課、浪岡振興部市民課、各支所などに備付けの合葬墓利用案内等または市ホームページをご覧ください。

### 月見野霊園合葬墓生前予約の申込み

○生前予約（本市に住所がある満70歳以上のかたが対象）の申込受付は、12月以降に行う予定です。

○市営霊園・墓園の使用許可を受けているかたが生前予約を申し込む場合、11月30日（水）までに返還手続が必要です。

○申込者多数の場合は抽選となります。

○ご遺族のかたの申込みは通年で受け付けています。あらかじめご家族などに合葬墓への埋葬をお願いすることで、生前予約の必要はありません。



### 4月から年金手帳が「基礎年金番号通知書」へ

これまでの年金手帳に代わり、4月1日から新たに年金制度に加入するかたや年金手帳の紛失等で再発行を希望するかたには、基礎年金番号通知書が発行されます。

基礎年金番号通知書は年金手帳と同じく国民年金の被保険者である（または被保険者であった）ことを証明するものです。

年金手帳はこれまで通りお使いいただけますので大切に持ちください。

園国保医療年金課

（☎017-734-5352）

浪岡振興部健康福祉課

（☎0172-62-1153）

青森年金事務所

（☎017-734-7495）

### 法人市民税の減免申請

収益事業を行っていない、次のいずれかに該当する法人は、法人市民税が減免されます。5月2日（月）までに、法人市民税減免申請書、均等

割申告書、決算書、その他関係資料を提出してください。

◆公益社団法人・公益財団法人  
◆地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体

◆特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人  
園市民税課  
（☎017-734-5192）

### 給与所得者異動届出書の提出を忘れずに

市民税・県民税の特別徴収対象者として給与支払報告書を提出したあとで、退職・休職・転勤などの異動があった場合には「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。4月1日までの異動分は4月15日（金）までに提出してください。

提出が遅れると、既にいない従業員の税額が通知されたり、普通徴収に切替え後の納付回数が少なくなり、納税義務者（従業員）の一回当たりの負担が大きくなる場合がありますので、ご注意ください。

園市民税課  
（☎017-734-5197）

### 事業復活支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少している事業者に対し、給付金の申請を受け付けています。

補助金額▼中小法人等：上限最大250万円／個人事業主等：上限最大50万円  
申請方法▼原則として事業復活支援金事務局ホームページから電子申請  
申請期限▼5月31日（火）まで  
※制度の詳細については、ホームページをご覧ください。

園事業復活支援金事務局 申請者専用 相談窓口  
（☎0120-789-140）



▲事業復活支援金事務局ホームページ